

## 平成 30 年度

### 私立大学関係政府予算・税制改正に関する要望

- |                             |        |      |
|-----------------------------|--------|------|
| 1. 平成 30 年度私立大学関係政府予算に関する要望 | ・・・・・・ | 1 頁  |
| 2. 平成 30 年度私立大学関係税制改正に関する要望 | ・・・・・・ | 13 頁 |

平成 29 年 8 月 2 日

日本私立大学団体連合会



# 平成30年度私立大学関係政府予算に関する要望

平成29年8月2日  
日本私立大学団体連合会

## 大学進学の機会均等と私立大学の自主的・自律的で多様な教育研究事業の推進のために

これまでのわが国の持続的発展に量的、かつ質的側面において大きな貢献を果たし続けてきたのは、多様な建学の理念のもと、多様な価値を追求する人材を社会に輩出し続け、今や学部学生の約8割の教育を担う私立大学である。労働力、資本や情報が国境を越えて行きかうグローバル社会、他国に類を見ないスピードで進展する少子高齢（生産年齢人口減少）社会にあって、天然資源に乏しいわが国が、今後も持続的発展を遂げるための方策は、多様な価値を追求する“一人ひとり”の生産性を向上させることをおいてほかにない。また、教育の経済的・社会的な効果は大きく、教育を通じた人的資本への投資、とりわけ、高等教育に係る投資は、税収の増加、失業給付や犯罪費用の抑制など人的資本に対する投資に係る費用の2倍を超える効果を生み出す。

翻ってわが国の高等教育政策を見ると、その現実は、高等教育に係る公財政支出水準の低位性は明らかで高等教育の重要性を蔑ろにしているともとれる政府予算が編成され続けている。

さらに、学部学生一人当たりの公財政支出に係る約13倍に上る国私間格差をはじめ、学生に対する授業料減免措置や施設（設備）整備補助の現状において、設置者の違いのみに起因する国私間“格差”が存在しており、大学に学ぶ私立大学学生と国立大学学生、大学を設置する学校法人と国立大学法人のいずれの視点からも不合理で不公平な状況が放置され続けている。

平成30年度政府予算編成に当たっては、1) 高等教育費を「誰が」「どのように」負担するか、2) 設置者の違いを踏まえた公財政支出はいかにあるべきか、3) 私立学校振興助成法による私立大学等経常費補助金の目的をいかに達成するかを踏まえ、経済的要因に左右されることのない大学進学の機会均等、国立大学偏重の政府予算の改善、設置者の違いに起因する不合理で不公平な格差の是正を図るとともに、私立大学の自主性に基づいた多様な教育研究活動を推進するための私学助成拡充について、以下の通り要望する。

## 【基本的考え方】

### 1. 高等教育に対する公財政支出の低位性の改善

教育への投資、とりわけ高等教育への投資の経済的・社会的効果は極めて高いにもかかわらず、O E C D 加盟国をはじめとする諸外国との国際比較におけるわが国の高等教育段階に対する公財政教育支出の対G D P比の低位性は明らかであり、その改善が急務である。

### 2. 私費負担依存からの脱却並びに大学進学の機会均等の実現

教育基本法第4条（教育の機会均等）に照らして、大学への進学希望者が、経済的理由をもって大学進学を断念することのないよう、高等教育費に係る私費負担依存からの脱却並びに大学進学の機会均等を実現するための施策の実行が急務である。将来的に消費税収入の一部を教育目的のために支出することができるようになるなど、新たな恒久財源を創出し、重点的に高等教育へ投資することが必要である。

### 3. 不合理な国私間格差の是正

多様な価値の追求、唯一の解が必ずしも存在しない問題の解決を図っていくことを求められる現代においては、高等教育への機会は均等に開かれるべきである。その意味では、大学に学ぶ学生、学校法人と国立大学法人という設置者のいずれの視点からも、学部学生一人当たりの公財政支出の国私間格差（約13倍）、公財政支出による授業料減免や施設設備整備補助の現状に係る国私間格差は不合理である。今後の国立大学の機能、果たすべき役割を勘案したうえでの、その抜本的な改善が急務である。

### 4. 私立大学等経常費補助金の目的の再確認

私立学校振興助成法による私立大学等経常費補助金は、その目的である「教育条件の維持・向上」「学生の修学上の経済的負担の軽減」「経営の健全性の向上」の観点から、個々の私立大学が自主的・自律的に定めるミッション、ビジョン及び計画に則した多様な教育研究事業を継続的、かつ、安定的に推進するためのものとするべきである。

また、私立大学等経常費補助金の交付は、特に「経営の健全性の向上」「学生の修学上の経済的負担の軽減」の観点から、個々の私立大学の自助努力だけでは解決し得ない要因、例えば、個々の私立大学が立地する地域性の違いがもたらす学生の家計支持者の経済力、就職環境なども考慮して行われるべきである。

#### 【最重点要望項目】

##### 要望1. 私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化

###### <要望事項>

- (1) 公財政支出による経常的経費の2分の1補助の実現
- (2) 消費税に係る負担軽減のための公財政支出の見直し・拡充
- (3) 専門職大学に対する現行の私学助成とは別建てによる助成制度の創設

###### (1) 公財政支出による経常的経費の2分の1補助の実現

OECD加盟34か国中22位の就業者一人当たりの実質GDPである労働生産性と、高等教育機関への一人当たりの公財政支出の間には正の相関関係が見られるなど、高等教育の経済的・社会的効果は極めて大きい。しかし、私立大学をはじめとする高等教育機関に対するわが国の公財政支出の現状は、OECD加盟国に比して極めて脆弱である。さらに、学校法人が設置する私立大学と法人化した国立大学との間には、学部学生一人当たり公財政支出には約13倍という不合理な格差が生じている。また、経常的経費に対する補助割合についても、国立大学の補助割合が56.2%（経常費用から診療経費を除く）であるのに対し、私立大学は9.9%（平成27年度）と格差は5.6倍である。

このような現状を開拓するためには、国私間の不合理な格差を是正するための高等教育費に対する公財政支出のあり方の大膽な変更や、「教育条件の維持・向上」「学生の修学上の経済的負担の軽減」「経営の健全性の向上」を目的とする私立大学等経常費補助金による「2分の1補助」の実現が図られるべきである。

なお、文部科学省委託調査結果に基づき国立教育政策研究所が試算した結果によれば、「学部・大学院在学期間中の公的投資額」と、公的投資によって生み出される税収増加額及び失業による逸失税収抑制額、失業給付抑制額並びに犯罪費用抑制額との比較では、約2.4倍の効果があるとされている（国公私立大学間の公財政支出の格差を考慮すると、私立大学学生については、約8.6倍の効果があると推測される）。

## (2) 消費税に係る負担軽減のための公財政支出の見直し・拡充

消費税率の段階的な引き上げに関して、私立大学の控除対象外消費税等に係る負担は、特に購入機器等の高額な医歯薬系や理工系・実験系の大学においてより問題は深刻であり、私立大学を対象にしたアンケートによれば、消費税率10%のもとでの一法人当たりの実質負担額は、最大約86億円、平均でも約10億円に増加することが推測される。私立大学では経費節減に努め、消費税率の引き上げに伴う負担増を部分的に吸収してきたが、そうした取り組みには限界があり、学生納付金等の増額によって賄うことにも難しい。私立大学にとって実質的負担増加になっている控除対象外消費税等の負担軽減を図るために、1) 私立大学の控除対象外消費税等の負担軽減を図るための私学助成の拡充、2) 少子化対策という観点から消費税収の教育目的への充当が不可欠であり、その実現を強く要望する。

## (3) 専門職大学に対する現行の私学助成とは別建てによる助成制度の創設

専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、平成31年4月から誕生する「専門職大学」及び「専門職短期大学」に対する財政措置は、現行の大学・短期大学を対象とする私学助成の枠内において措置されるようなことがあってはならない。現行の私学助成とは別建てによる助成制度の創設は、新たな高等教育機関の充実・発展、現行の私立学校振興助成法が定める同法の目的の貫徹のためにも不可欠である。

## 要望2. 安定した修学環境確保のための経済的負担の軽減に向けた支援の拡充・強化

### <要望事項>

- (1) 私立大学学生に対する授業料減免制度の拡充・創設
- (2) 日本学生支援機構の給付型奨学金をはじめとする奨学事業に係る施策の拡充・強化

### (1) 私立大学学生に対する授業料減免制度の拡充・創設

私立大学は、経常的経費に対する補助率が低下の一途を辿るなか、教育研究を充実させるための経費を増加させつつも、授業料の上昇の抑制に努めてきた。また、授業料に関する国私間格差是正を主目的として、寄附金等を原資とする大学独自の奨学金や授業料減免の制度を設けるなど、不断の努力を重ねてきている。しかしその一方で、日本学生支援機構の「学生生活調査」によれば、私立大学学生に比して約13倍の公財政支出を受ける国立大学学生の家庭の年間平均収入額が、私立大学学生のそれを上回っているとの結果がみられる。さらに、授業料減免等をはじめとする学生の修学上の経済的負担軽減に係る国による支援の現状は、国私間において顕著な格差があり、平成26年度の実績ベースでは、私立大学は約3.8万人（1.8%）の学生しか補助対象となっていない一方で、国立大学は延べ人数で約18.1万人（29.6%）の学生が減免されている。また、私立大学の授業料減免措置は「私学助成」という枠組みの中で措置されていることから2分の1補助という制約があり、このことが国立大学との格差を拡大する要因となっている。

教育の経済的・社会的効果は、私立と国立という設置形態による違いではなく、公共に対する還元及び本人の得る利益にも差がないとすれば、学生に対する経済的修学支援において、当該学生が学ぶ設置形態の違いによる現状のような格差があつてはならない。意欲と能力のある学生が経済的理由により進学等を断念する事がないよう、安心して学ぶことができる環境を整備するためには、大学による自助努力とともに国によるさらなる支援が不可欠である。

以上の「要望1」並びに「要望2」に記した内容を踏まえ、「高等教育に対する公財政支出の低位性」「私費負担依存並びに大学進学機会の不均等」「不合理な国私間格差の存在」の問題解決のために、次のような高等教育に係る新たな公財政支出の方策を提案する。

### 【新たな公財政支出の考え方】

#### 方策1. 学生の「教育」に係る経常的経費の国私間格差を是正する場合

- ① 私立大学の「教育」に係る学生1人当たり費用を国立大学の国費負担額と同程度（学生数61万人強に対し約6,050億円）と仮定し、その2分の1を国費で負担する。

$$\text{私立大学への補助額} = \text{約1兆400億円 (約7,100億円増)} [6,050億円 ÷ 61万人 × 210万人 ÷ 2]$$

- ② 私立大学の経常的経費（約3兆2,000億円）のうち「教育」に係る経費を60%と仮定し、その2分の1を国費で負担する。

$$\text{私立大学への補助額} = \text{約9,600億円 (約6,300億円増)}$$

- ③ 国立大学と私立大学の「教育」に係る経費への公財政支出（約9,350億円〔6,050億円+3,300億円〕）の範囲で、国立と私立を学生数の比率（2：7）に応じて、同じ水準の負担額（私立は2分の1を国費負担）とする。

#### 国立大学運営費交付金から私立大学等経常費補助金への約2,650億円の移行

$$\text{○国立への国費負担 (必要分)} \quad 9,350 ÷ (2 + 7 ÷ 2) × 2 = 3,400\text{億円}$$

$$\text{○私立への国費負担 (必要額)} \quad 9,350 ÷ (2 + 7 ÷ 2) × 7 ÷ 2 = 5,950\text{億円}$$

$$\boxed{\text{○私立への国費負担 (増額分)} \quad 5,950\text{億円} - 3,300\text{億円} = 2,650\text{億円}}$$

※5,950億円=私立大学等の経常的経費の約19%

（注）以上、国立大学の学生向け教育費を国立大学運営費交付金等（約1兆2,100億円）の約50%として推計。

#### 方策2. 学生の「授業料減免」に係る国私間格差を是正する場合

- ④ 私立大学等経常費補助金並びに国立大学運営費交付金により措置される授業料減免制度の総額を学生数で割った金額を私立大学と国立大学の学生数に応じて均等に配分する。

$$\text{私立大学補助額} = (100\text{億円} + 330\text{億円}) ÷ (210\text{万人} + 60\text{万人}) × 210\text{万人} = 342\text{億円}$$

（国立大学運営費交付金から私立大学等経常費補助金への242億円〔342億円-100億円〕の移行）

この取組方策の実践による大学進学の機会均等は、「一億総活躍社会の実現」や「人材への投資による生産性の向上」の礎となるとともに、格差固定化の持続性をもった解消、安心な子育て環境の醸成を通じた少子化対策においても有効な手立てとなることから、当面は上記の政策目標実現の足掛かりとして、下記の例示による取組方策を参考に、国公私という設置形態を超えた高等教育費に係る公財政支出のあり方を大胆に変更することを検討すべきである。

#### （2）日本学生支援機構の給付型奨学金をはじめとする奨学事業に係る施策の拡充・強化

日本学生支援機構による奨学金事業が、日本国憲法並びに教育基本法に定められた「教育の機会均等」の理念のもと、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により高等教育機関への進学を諦めることがないように学生を支援するための重要な事業であり、下記の例示による取組方策とともに、引き続き施策の拡充・強化、特に平成29年度から私立大学の自宅外学生を対象に先行実施された給付型奨学金並びに第一種奨学金（無利子）のさらなる充実を求める。

### **要望3．学生の主体的な学びの推進のための大学教育の質的転換、多様な人材輩出のための大学改革推進に向けた支援の拡充**

#### **<要望事項>**

- (1) 教育の質的転換を図る取り組みへの支援や教育施設整備に係る支援の充実
- (2) 生涯学習、グローバル化、教員養成等に係る支援の拡充
- (3) 新たな教育方法に係る人材の確保や制度の整備に対する支援
- (4) 入学者選抜の拡大・充実やアドミッション・オフィスの整備・強化への支援
- (5) 障害のある学生の修学機会を保障するための取り組みへの支援

#### **(1) 教育の質的転換を図る取り組みへの支援や教育施設整備に係る支援の充実**

大学教育の質的転換に向けた取り組みを推進するため、学生の主体性・協働性を育むアクティブ・ラーニングの推進、学修成果の把握・評価による教育内容・方法の改善、教育の質的転換を支える人材配置・育成、少人数指導を可能とする教員一人当たり学生数（S/T比率）の改善、少人数授業や双方向授業を実施する学習施設や図書館の機能強化、ICT環境整備等、多様な学修の場の整備に対する国の財政支援の拡充を要望する。

#### **(2) 生涯学習、グローバル化、教員養成等に係る支援の拡充**

##### **①何度も学ぶことのできる生涯学習の推進のための支援の拡充**

国民一人ひとりがその生涯において何度も学ぶことが可能で、再チャレンジの機会を提供する「学びの社会」を形成するとともに、わが国の政治、経済、文化等のあらゆる分野において最新の情報や高度な知識・技能を活用したイノベーションの創出により経済社会の基盤を構築していく必要がある。その重要な役割を担う多様で特色ある教育プログラムを有し、全国に設置されている私立大学の生涯学習や社会人教育の取り組みに対する支援の拡充を要望する。

##### **②グローバル化推進のための支援の拡充**

私立大学はこれまで世界に開かれた大学を目指し、教育研究のグローバル化に向けた取り組みを先導・推進してきた。若者がさらに広く世界に目を向け留学の気運を醸成し、世界に伍して競う大学の教育環境を整備するため、人類社会を牽引するような人材の育成、地理的条件を問わないオンラインによる海外大学との国際的な双方向の教育手法（アクティブラーニング）を通じた国際共同学習プログラムへの支援等のグローバル化を推進する教育環境の整備、海外、特に短期交流を含めた大学間交流の促進、日本人学生の海外留学支援、学生募集から就職支援までの外国人留学生等に対する私立大学の取り組みへの支援の拡充を要望する。また、優れた外国人留学生を受け入れる制度である国費外国人留学生制度のうち、大学推薦においては、各大学が学費を負担するものとされている一方、大学収入の一部となる私立大学等経常費補助金における「留学生に対する授業料減免」の補助要件である選考方法・選考基準に「経済的に修学が困難であること」が付加されており、私立大学における優れた国費留学生の受け入れを困難にしている実態があることから、私立大学等経常費補助金の補助要件からの経済的な条件の撤廃を要望する。

##### **③教員の養成、資質向上のための支援の拡充**

私立大学は、教職課程のあり方について、地方公共団体や学校等と連携・協働しながら「教職実践演習」をはじめとする理論と実践を架橋するカリキュラムを編成するなど、授

業方法等の開発と工夫に努めている。しかし、この取り組みは、人的にも物理的にも大学の負担が多大であるため、国の支援が急務である。建学の理念に基づく私立大学の独自性・多様性は、社会の変化に対応する教員養成の観点から重要な意味を持つため、教員の資質向上と待遇改善に向けた環境整備と人件費における国の支援の拡充を要望する。

### (3) 新たな教育方法に係る人材の確保や制度の整備に対する支援

フィールドワーク型授業、サービス・ラーニング、インターンシップ、社会体験活動や留学経験、さらにはボランティアやクラブ・サークル活動などの取り組みは、学生の学びへの動機づけを強めるとともに、キャリア教育の側面でも高い教育効果を生み、地方創生にも貢献している。こうした高い教育効果を有する新たな活動は授業時間外でも積極的に展開されていることから、新たな教育方法に係る知識を有し、大学や企業、地方公共団体等との調整を行う専門人材の確保や授業時間内外に学生の学修活動を支援するスタッフとしてのラーニング・アシスタント制度の整備に対する国の財政支援を要望する。

### (4) 入学者選抜の拡大・充実やアドミッション・オフィスの整備・強化への支援

私立大学における多様な人材輩出に向け、多面的・総合的で丁寧な評価による入学者選抜の拡大・充実や、入学者選抜を支える専門家集団から成り立つアドミッション・オフィスの整備・強化への支援を要望する。

### (5) 障害のある学生の修学機会を保障するための取り組みへの支援

一億総活躍プランにも「社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者等の活躍支援」が掲げられており、さらに、「未来投資戦略2017」や「経済財政運営と改革の基本方針2017」においても、障害者のキャリア教育や修学・就労の支援の充実が求められている。私立大学においても、障害のある学生の修学機会を保障するため、学生それぞれのニーズを踏まえたきめ細かな修学支援を実施することが不可欠であり、そのための国の支援の一層の充実を要望する。

## 要望4. 地方創生のための支援の拡充

### <要望事項>

- (1) 私立大学の地方活性化に向けた取り組みに対する支援の拡充
  - ①地方の活性化に貢献する人材の育成のための支援の拡充
  - ②地方の知の拠点形成のための環境整備への支援の拡充
  - ③大都市大学と地方大学等との連携事業等を通じた人的好循環を生む仕組みづくり
- (2) 内閣府の地方創生推進交付金による積極的な支援

### (1) 私立大学の地方活性化に向けた取り組みに対する支援の拡充

#### ①地方の活性化に貢献する人材の育成

私立大学の約6割は大都市圏以外に設置しており、地方に設置する私立大学は、地方に貢献する人材育成や地域社会のニーズに対応した教育プログラムの実施をはじめ、人材育成、生涯学習やイノベーション創出の拠点として、これまでも地方との連携を展開してきている。今後も私立大学が地方企業、地方公共団体や他の国公私立大学等との多主体間の連携基盤を強化する取り組みを通じて、観光資源の開発や産業技術等に貢献する人材の育成が必要であり、その中心的役割を担う私立大学に、社会や地域の貢献度（社会貢献係数）を考慮した支援をすることが不可欠である。

## ②地方の知の拠点形成のための環境整備や地方企業

私立大学を地方社会変革の核として位置づけ、これまでに蓄積した知的資産を活用するための地（知）の拠点大学による地方創生推進事業については、私立大学を中心に据えたうえで継続的に支援するとともに、私立大学等経常費補助金の私立大学等改革総合支援事業において、平成29年度より新たなタイプとして新設されたプラットフォーム形成支援のさらなる充実が必要である。

## ③大都市大学と地方大学等との連携事業等を通じた人的好循環を生む仕組みづくり

大都市圏に設置する私立大学においても地方創生に係る役割は大きく、地方の人口減少の抑制に向けた卒業生の地元への就職支援をはじめ、地方に設置する教育・研究施設等を通じた地域産業振興への貢献、イノベーション技術革新の推進、地域医療等、地域固有の人材ニーズへの迅速な対応などに多大な貢献をしてきている。今後も学生が直接地方に触れ、地方について考える場の創出や魅力ある地方大学の振興、地方大学の学生の学習や就職活動に対する支援策、大都市圏で学んだ学生が地方に定着し、地方活性化のために活動する人的好循環を生む仕組みづくりが必要不可欠である。さらには現場での課題解決型学習の機会のさらなる拡充を目指した地方での安心な学び、大都市圏と地方の学生が交流するための宿泊機能を伴う教育施設の整備等、学修環境の充実も必要である。

## （2）内閣府の地方創生推進交付金による積極的な支援

女性の活躍も含め、社会人の学び直しや遊休施設等を活用した交流の場の創設等、地域のニーズを踏まえ私立大学が地域の知の基盤として、所在する地域の地方公共団体等との連携による地方創生に資する多様な取り組みに対しては、私立大学等経常費補助金等とは別枠の内閣府予算による地方創生推進交付金における私立大学枠を確保したうえでの支援が必要である。

## 要望5．科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援

### ＜要望事項＞

- (1) 世界をリードする質の高い大学院教育のための重点的支援
- (2) 科学研究費助成事業（科研費）の拡充と早期の全種目完全基金化
- (3) 国の競争的研究費等における間接経費の適切な措置
- (4) 人文・社会科学分野の研究力強化のための支援の拡充
- (5) 特色ある共同研究拠点整備のための支援の拡充
- (6) 若手研究者育成のための支援
- (7) リサーチ・アドミニストレーター育成・確保のための支援
- (8) イノベーション創出に資する研究活動に対する研究開発投資の拡充

「第5期科学技術基本計画」や「科学技術イノベーション総合戦略2017」において、人材育成や大学の改革・機能強化を中心とした強化策が掲げられている。それらの取り組みを推進し、基盤的な力の強化を実現していくためには、私立大学の様々な分野における特色に溢れた多様な教育研究を源泉とすることが不可欠である。科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に取り組むための支援の拡充を図るとともに、私立大学の地域貢献、国際化、教育研究の高度化を目的とした大学改革を加速する競争的資金の拡充・創設を要望する。

## **(1) 世界をリードする質の高い大学院教育のための重点的支援**

イノベーションの連鎖を生み出す環境を整備するためには、新たな学問分野や急速な技術革新に対応できる高度な専門知識と幅広い応用力を持つ人材の育成が重要である。イノベーション人材育成の中核的な役割を果たす大学院段階、特に社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人の養成に目的を特化した専門職大学院において、分野や事業規模の大小を問わず、最新の情報や高度な知識・技能を活用し世界で活躍する人材育成に向けた質の高い教育研究活動を行う私立大学への重点的な支援が必要である。また、産業界をはじめ広く社会で活躍できる新たな知の創造と活用を主導する博士人材を育成するため、国内外の産業界や研究機関との組織的連携の下、世界最高水準の教育力と研究力を有する「卓越大学院」の形成を目指す私立大学への支援が必要である。

## **(2) 科学研究費助成事業（科研費）の拡充と早期の全種目完全基金化**

将来のイノベーションを創出する基幹的な研究費である科学研究費助成事業は、既存の分野の枠を超えた異分野融合や新分野の研究の芽を育み、研究者の自由な発想に基づいた基礎から応用までのあらゆる分野を対象とする唯一の制度であり、そのさらなる拡充と新規採択率の目標（30%）の達成を目指すことが必要である。その際、科研費改革の重要な視点である「科研費若手支援プラン」の実行や「国際共同研究加速基金」の発展的見直し等を着実に進めることが必要である。また、科研費の基金化は、複数年度にわたり柔軟な使用を可能とした画期的な改革として、研究成果創出に多大な効果をもたらすものであることから、早期に全種目を完全基金化する必要がある。

## **(3) 国の競争的研究費等における間接経費の適切な措置**

研究成果の持続的創出に向けて、分野融合、国際展開や产学連携等の推進のための持続的な研究環境を整備するため、国のすべての競争的研究費について、間接経費を適切に措置（最低30%）することが必要である。また、研究費以外の大学改革等を支援するための競争的経費についても間接経費を適切に措置するとともに、研究代表者的人件費の一部について、研究費の直接経費から支出可能とするなど競争的研究費改革を進める必要がある。

## **(4) 人文・社会科学分野の研究力強化のための支援の拡充**

社会を牽引するイノベーションの創出のための研究力の向上はもとより、諸科学の調和ある発展（知の統合や分野を超えた総合性、社会的要請への積極的貢献など）を目指し、私立大学の個性や特色に溢れた人文・社会科学分野を中心とした課題設定型の研究プロジェクト等の諸施策に対する支援の拡充を図る必要がある。

## **(5) 特色ある共同研究拠点整備のための支援の拡充**

私立大学の多様な建学の理念に基づき設置された研究ポテンシャルの高い研究所について、学外の研究者による共同利用・共同研究を通じて、異分野融合による新たな学問領域の創出を図ることが不可欠である。わが国の研究力をより一層向上させる観点から、私立大学の研究ポテンシャルを最大限に活用することが可能となる特色ある共同研究拠点の整備に対する支援について、国立大学の環境整備とともに、より一層の支援・拡充が必要である。

## **(6) 若手研究者育成のための支援**

研究者のキャリアパス確立に向けた取り組み、博士課程の学生や若手研究者が海外で研究従事した後の帰国後のポストの確保など、若手研究者にとって将来展望が描けるような環境整備の促進が必要である。このため、研究者としてのキャリアパスを明確化するとともに、

もに、若手研究者が自立して研究に専念できる支援が不可欠なことから、「特別研究員事業」「海外特別研究員事業」、テニュア・トラック制や優秀な若手研究者が独立した環境で挑戦できる機会（卓越研究員制度）の普及・定着を図るなど、優れた若手人材の育成環境の整備を拡充する必要がある。さらに、産業界へのキャリアパスを拡大・促進するための制度（年俸制やクロスアポイントメント制度）の導入により、新たな価値を生み出して課題解決できる研究者を产学研が協働して育成する取り組みへの支援が必要である。

#### (7) リサーチ・アドミニストレーター育成・確保のための支援

大学の研究現場において、研究活動の活性化や大学の研究マネジメントの強化のため研究者とともに競争的資金の申請、採択後の進行管理、知的財産の管理・活用等の研究マネジメントを総合的に行う専門人材が強く求められている。こうした専門人材を活用し、大学の研究推進体制の充実・強化を図るために、大学の規模や研究分野にも配慮しつつ、研究開発に知見のある人材をリサーチ・アドミニストレーターとして育成・確保するための支援の拡充を図る必要がある。

#### (8) イノベーション創出に資する研究活動に対する研究開発投資の拡充

先端技術、バイオ分野、観光・農業等の分野におけるイノベーションの創出に向け、国立大学に先んじて様々な研究活動を展開している私立大学に対する研究開発投資の拡充を図る必要がある。

### 要望6. スポーツの振興、文化芸術立国の創造に資する大学資源の活用並びに人材育成に係る取り組みへの支援の充実

#### <要望事項>

##### (1) スポーツの振興に資する取り組みへの支援の充実

- ① スポーツボランティア、障害者スポーツ支援、生涯スポーツの促進等、スポーツ振興を担う人材育成に係る取り組みへの支援の拡充
  - ② わが国のトップアスリートの養成に係る取り組みへの支援の拡充
  - ③ 大学スポーツ施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援の拡充
- (2) 文化芸術立国を担う人材育成、文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援の拡充
- ① 文化芸術立国を担う人材育成に係る取り組みへの支援の拡充
  - ② 文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援の拡充

##### (1) スポーツの振興に資する取り組みへの支援の充実

大学におけるスポーツの振興は、大学のスポーツ施設の地域住民への開放や総合型地域スポーツクラブの運営を通じて、大学の枠内にとどまらず、広く国民の健康増進に資するとともに、地域社会への貢献へつながる。基盤的経費への支援とは別に、スポーツ関係予算を拡充し、私立大学におけるスポーツ教育研究の充実や指導者の育成、大学スポーツ施設の活用を通じた地域貢献活動、地域活性化等に係る取り組み、海外協定校等とのスポーツ交流等の課外活動、さらには東京オリンピック・パラリンピック競技大会支援のためのボランティア活動等、私立大学が地域社会におけるスポーツの拠点として担っている様々な取り組み（①スポーツボランティア、障害者スポーツ支援、生涯スポーツの促進等、スポーツ振興を担う人材育成、②わが国のトップアスリートの養成、③大学スポーツ施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等）の支援を要望する。

## (2) 文化芸術立国を担う人材育成、文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援の拡充

わが国のグローバル化を推進していくためには、私立大学が構築してきた多様で重層的な知的資産を活用し、わが国の歴史や伝統に基づいた文化を継承する人材の育成が重要である。私立大学は、クールジャパンと呼ばれる現代の社会情勢を反映したサブカルチャーの発信源としても不可欠な機関である。日本人としてのアイデンティティと幅広い教養を持ち、日本文化を世界に発信することを目指し、日本の芸術教育・文化発展に寄与する教養豊かな人材育成のための私立大学の取り組み等に対する支援の拡充を図る必要がある。

## 要望7. 安全・安心な教育研究環境の実現並びに熊本地震・東日本大震災からの被災地復興、被災学生のための支援の継続・拡充等

### <要望事項>

- (1) 耐震改築、耐震改修、防災に係る支援における国私間格差の是正
- (2) 私立大学に係る局地激甚指定の補助対象化等の実現及び激甚災害（本激）並びに局地激甚災害（局激）による被災学生に対する授業料等減免措置の継続・拡充及び給付型奨学金制度の創設
- (3) 私立大学の防災拠点機能の強化と安全・安心のための支援の拡充
- (4) 原子力災害による被災学校法人等に対する重点的支援

### (1) 耐震改築、耐震改修、防災に係る支援における国私間格差の是正

国立大学の耐震化は平成27年度でおおむね完了したのに対し、私立大学施設の耐震化率は約88.8%（平成28年4月現在）にとどまっており、その完了には、平成29年度当初予算事業完了後を見込んでも、なお2,000億円程度の予算措置が必要となると推計されている。

学生の生命・健康・安全を確保する施策において、国立大学と私立大学との間に差を設けることがあってはならない。共にわが国の将来を担う重要な人材であり、私立大学の施設は公共財である。私立大学の教育研究施設の耐震改築・改修事業に対する助成措置の一層の拡充を要望する。

### (2) 私立大学に係る局地激甚指定の補助対象化等の実現及び激甚災害（本激）並びに局地激甚災害（局激）による被災学生に対する授業料等減免措置の継続・拡充及び給付型奨学金制度の創設

災害復旧事業において激甚災害指定（本激）の場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（第17条）により、私立学校施設についても復旧費の2分の1の国庫補助を受けられるが、国立学校施設は全額が補助されることとなっており、国私間において格差がある。また、局地激甚災害指定（局激）の場合の私立学校施設への補助は同法の適用措置の対象外となっている。局激指定の際の補助対象化の実現とともに、本激、局激のいずれにおいても国立大学に対する措置を踏まえた嵩上げ措置など国の支援を強く要望する。

また、平成28年4月に発生した熊本地方を中心とした度重なる地震による被災地域の復旧・復興が急がれるとともに、東日本大震災の発生から6年余りが経過した今なお復旧・復興は道半ばである。被災地の学生の修学環境は大きく損なわれており、特に被災した私立学校の学生等が安心して学修を継続できるよう、授業料等減免措置の継続・拡充を要望する。

### (3) 私立大学の防災拠点機能の強化と安全・安心のための支援の拡充

熊本地震・東日本大震災では、被災地域の私立大学が震災直後の避難住民の受け入れを図るとともに、震災後は復興に向けたボランティアセンター等として、地域における重要な拠点の役割を担い、防災や復旧・復興を支えてきた。私立大学等の高等教育機関は、災害時には地域コミュニティの防災拠点としての役割も担うことから、教育研究施設以外の施設の耐震化をはじめ、備蓄倉庫や自家発電設備等の整備、非常食や毛布等配布用備蓄品の購入に対する支援等、防災拠点機能を強化するための取り組みに対する支援を図る必要がある。

これまで実施されてきている地域復興センターや地域コンソーシアムによる被災地域の大学の知的資源を活用した取り組み（コミュニティ再生、産業再生、復興の担い手育成、医療再生、ボランティア活動など）に対する支援について、産官学連携機能を一層強化できるような継続的な支援が必要である。

### (4) 原子力災害による被災学校法人等に対する重点的支援

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、福島県を中心に多くの住民が住み慣れた場所を離れ、今なお避難生活を続けている。そのような状況下において、地域復旧と再生を地元の地方公共団体とともに担い、活動を続ける周辺地域の私立大学に対し特段の支援措置を講じる必要がある。また、原子力災害の一刻も早い収束に向け、国公私立大学の枠組みを超えて、原子力分野の研究者の結集を図り、原子力災害の収束に向けた取り組みや安全性確保に関する研究（除染の研究を含む）、メンタルケアを行う人材の養成等に全力を注ぐべく適切な支援措置を講じる必要がある。

## 【重点要望項目】

### 1. 教育研究の高度化のための支援

大学の施設・設備は公共財としての性格を有するとともに、教育研究活動の発展の基盤であることから、たえず整備・充実とさらなる高度化が求められる。

#### (1) 私立大学教育研究活性化設備整備事業の充実・強化

私立大学が建学の精神と特色を活かした人材育成機能を發揮し、それぞれの大学での教育改革が一層進展するよう、定額補助の設備整備支援として措置された私立大学教育研究活性化設備整備事業の充実・強化を図る必要がある。

#### (2) 教育研究施設設備及び装置の高度化並びに整備充実のための支援

私立大学の多様で特色ある教育研究の推進に応え、努力している私立大学にインセンティブが働くよう、特に私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助及び私立大学等研究設備整備費等補助金（教育基盤設備）において、補助率の充実（2分の1から3分の2に改定）を図るとともに、教育研究拠点の裾野を広げる観点から、大学に配分される国の公募型資金と連動した採択方式とするなど、弹力的な執行を可能とする措置を講じる。

### 2. 女性の活躍推進のための支援

人口減少社会を迎えるわが国において、社会の活力と国際競争力を維持・強化するとともに、私立大学の教育研究活動を活性化するためには、多様な視点や発想を取り入れることが可能であり最大の潜在力である女性の活躍を推進することが重要である。

### (1) 科学技術イノベーションを推進する女性の理工系人材育成のための支援の拡充

科学技術イノベーションを推進するため、理工系をはじめとする科学技術・学術分野に進学する女性への奨学金や授業料免除などによる経済的支援をはじめ、理工系に学ぶ女性を一貫して支援するための体制づくりのための支援が必要である。

### (2) 子育てと学業や研究の両立のための支援の拡充

女子学生や女性研究者が安心して能力を最大限発揮し活躍できる環境整備のためには、研究と出産・子育て等のライフイベントを両立するための研究サポート体制整備等への取り組みに対する支援の充実、育児休業取得に係る研究中断後の復帰支援のための研究奨励金等の給付拡大を要望する。

## 3. 職業実践能力の向上に係る人材育成のための支援

これまで私立大学は、社会経済の変化に伴う質の高い専門知識と技術の習得を重視した専門職業人を育成し、わが国の経済成長や労働生産性の向上を支えてきた。

第5期科学技術基本計画を踏まえ、未来の大きな社会変革や生産性革命に対応し、超スマート社会（Society5.0）を実現するため、新たな価値創出の「鍵」となる、革新的な人工知能、ビッグデータ整備・解析技術の開発、さらにはその基盤となる人材育成に係る取り組みへの支援のさらなる拡充が必要である。また、2020年にはIT人材が約37万人不足すると予想されており、特に不足が深刻化しているセキュリティ、データサイエンス分野の人材育成は喫緊の課題である。このため、大学教育における実践的な教育の推進に加え、社会人（現役のIT技術者等）の学び直しなどに対する重点的な支援を図ることが重要である。また、学び直しに係る経済的負担の軽減を充実させるため、教育訓練給付の対象の拡大や柔軟化を図る必要がある。

なお、日本の未来を牽引する若者を大学と産業界が「共に育てる」という観点から、キャリア教育の一環として行われるインターンシップに関連しては、産官学において、学生の職業観の醸成や新たな学習意欲の喚起等といった本来の目的を損ないかねない、いわゆる「ワンデイ・インターンシップ」等短期間のプログラムの中に存在することが懸念される就業体験を伴わないプログラムの課題を含め、そのあり方を再確認し、支援する必要がある。

## 4. 地域医療、高度医療に係る人材育成のための支援

わが国の少子・高齢化問題は今後ますます深刻化し、介護問題やがん医療、地域医療の充実・高度化は社会ニーズとともに喫緊の課題である。質の高い医療人育成の推進を図るために、特色あるプログラムへの支援を拡充する必要がある。

## 5. エネルギーの長期的な安定確保と低炭素社会の実現に向けた取り組みへの支援

わが国全体のエネルギーの長期的な安定確保と気候変動問題への対応は、わが国のみならず世界にとっての喫緊の課題である。安定的なエネルギー供給と低炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギー普及の大幅な拡大に向けた技術革新のための研究開発等の取り組みを促進する必要がある。

このため、再生可能エネルギー技術に関する研究開発とともに、再生可能エネルギーをはじめ温室効果ガス排出抑制に効果のある省エネルギー設備の積極的な導入に対して、財政支援の拡大を図る必要がある。

# 平成30年度私立大学関係税制改正に関する要望

平成29年8月2日  
日本私立大学団体連合会

## 【要望の趣旨】

平成30年度私立学校関係税制改正に関する要望に当たっては、政府・与党の税制に関する審議過程において、ここ数年にわたり実現に至っていない項目を中心におこなう。

このうち、特に、寄附文化醸成のための寄附者利便性向上によるインセンティブの付与、社会人の学び直しやリカレント教育の充実、私立学校の学生の経済的負担軽減、教育研究推進に向けた環境整備、熊本地震等で被災した学校法人の復興の優遇措置等を要望する。

## 【要望項目】

### 1. 学校法人に対する寄附促進のための措置の創設・拡充

#### <要望事項>

- (1) 学校法人に対する寄附促進のための措置の拡充
  - ① 寄附金税額控除の対象法人となるための認定要件の撤廃
  - ② 寄附金控除の年末調整の対象化など手続きの改善
  - ③ 新入生を対象とする寄附金控除の対象範囲の拡大
  - ④ 寄附金所得控除限度額の拡大及び繰越し控除制度の創設
  - ⑤ 寄附金控除適用下限額の撤廃
- (2) 若手・女性研究者奨励のための寄附税制の創設

#### (1) 学校法人に対する寄附促進のための措置の拡充

収入の過半を学生からの納付金収入に依存する私立大学にあっては、寄附金収入による安定的な財源の確保は経営基盤の強化のためにも優先して取り組むべき課題である。寄附金収入の多寡は、卒業生や保護者、民間企業など多方面にわたる学校のステークホルダーとの程度緊密な関係性を構築できているかを示すバロメーターともいえ、金額の多寡にかかわらず、寄附者の裾野の拡大を図ることにより、広く個人からの私立学校に対する寄附促進を図っていくことが、私立学校の教育研究の活性化及びこれを通じたわが国の成長にとって決定的に重要である。

平成27年度及び28年度の税制改正において、個人からの寄附に係る税額控除の対象法人となるための要件（P S T要件）に係る緩和措置が講じられたが、教育がもたらす社会的・経済的效果や、わが国の公共財ともいべき教育において私立学校が担っている重要な役割及び学校法人の明白な公共性に鑑み、各学校法人の規模や特性にかかわらず、すべての学校法人への個人寄附者が寄附に係る税額控除を受けることにより、とりわけ小規模な法人が寄附を一層集めることができるよう、引き続きP S T要件の撤廃を要望する。

また、寄附税制に係る措置の拡充や寄附控除の手続きの簡素化により、私立学校への寄附の拡大に結びつくことが考えられるとともに、少額寄附者・多額寄附者の拡大によって、わが国の寄附文化を醸成し、多くの国民から広く寄附を得られる環境を整えることが可能となる。学校法人への寄附金控除については、他の多くの控除が年末調整で手続きができる

るにもかかわらず、確定申告を行うこととされており、特に少額寄附者にとっては、その手続きの煩雑さや移動費等のコストが、税制優遇の効果を低めていると思われる。そこで、広く寄附者が税制優遇のメリットを享受できるようにし、より寄附を行いやすい環境の充実や寄附文化の醸成を図るため、年末調整による寄附金控除を可能とするなどの手続きの大幅な改善を要望する。

併せて、入学後の4月1日以降、新入生またはその保護者から受ける学校法人に対する任意（入学前に予約が行われていないもの）の寄附金（新入生のみを対象にしたもの）についても寄附金控除の対象とすることを要望する。

加えて、所得控除限度額の上限（所得の40%）を米国並みの50%までに拡大するとともに、控除限度額の上限を超えた場合に5年間を限度に繰り越して控除すること、また現行の控除対象寄附金の適用下限額（2千円）の撤廃を要望する。この措置により、母校の教育研究活動に資するため多額の寄附をしようとする寄附意欲の高い卒業生など、潜在的な多額寄附者を掘り起こし、多額寄附の途を閉ざさない社会的環境の整備が促進され、米国の寄附税制と同程度の措置を講ずることにより、国際的な競争環境が整備される。

## （2）若手・女性研究者奨励のための寄附税制の創設

日本私立学校振興・共済事業団では、私立大学の若手・女性研究者への支援を拡充するため、「若手・女性研究者奨励金」を創設した。この制度は、社会全体で若手及び女性研究者の取り組みを支援する仕組みを構築することが重要であるという観点から、財源については、現在、幅広く寄附募集を行っており、平成30年度に初めて資金を交付する計画である。

本制度は、私立大学における研究能力・研究意欲を高めることに大きく寄与し、私学振興に資するものであり、この制度発展のためには企業等が意欲的に「若手・女性研究者奨励金」に対して寄附を行う環境を構築することが不可欠であることから、本奨励金への寄附については、法人の寄附金の全額が損金算入の対象となる等の指定寄附金として取り扱うことを要望する。

## 2. 教育費に係る経済的負担軽減のための措置の創設・拡充

### ＜要望事項＞

- ① 社会人の学び直しに係る税制上の優遇措置の創設
- ② 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充
- ③ 教育費の所得控除制度の創設
- ④ 教育費の負担軽減のための扶養控除の拡充

国民一人ひとりがその生涯において何度も学ぶことができ、再チャレンジの機会を持つ「学び続ける社会」の基盤を強化するためには、高等教育への政策的な財政投資が必要である。私立大学は、学部学生の約8割の学生を育成し、全国に数多く設置されていることから多くの社会人学生が在籍する。「学び続ける社会」の形成に向けて、私立大学で学ぶ社会人学生の受講費用等について、所得控除の拡大を図るなど、社会人の学び直しに係る税制上の優遇措置を要望する。

また、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は、学生等の教育資金を確保するための有効な世代間資産移転促進の措置である。本措置においては、利用者のニーズも高

いことから、社会人の学び直しの推進や教育を受ける機会の拡大に向け、「受贈者が30歳に達したこと」をもって教育資金口座に係る契約が終了することとされている年齢制限を撤廃すること、また直系尊属（祖父母等）以外から贈与を受けた場合にも贈与税非課税の対象とすることなどの条件の見直しを要望する。

さらに、天然資源に乏しいわが国が、今後も持続的発展を遂げるための方策は、多様な価値を追求する“一人ひとり”の生産性を向上させることをおいてほかにない。すべての学生等がひとり親家庭、多子世帯といった家庭環境、経済的環境、さらには地理的環境等の要因によって進学を断念することなく、能力と希望に応じた教育を受けられる環境を整備しなければならない。そのためには教育費支出の大きい世帯の税負担の一層の軽減を図り、特に私立学校は、在学生の学費支弁者が当該私立学校に係る学費だけでなく、税を通じて国公立学校の在学生の学費についても二重に負担を強いられているという現状を踏まえ、私立学校への優遇措置として私立学校に対する教育費の所得控除制度の創設や教育費の負担軽減を目的とした特定扶養控除の拡充を要望する。

### 3. 学校法人の健全な財政基盤の確立に向けた優遇措置の創設・拡充

#### ＜要望事項＞

- ① 資産運用収益に対する非課税措置等の維持・拡充
- ② 日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う借入金に係る印紙税の非課税措置の創設
- ③ 消費税に係る負担軽減のための特例措置の創設

私立学校のさらなる財政基盤強化に向け、学校法人の資産運用収益（利子所得等）に対する非課税措置の維持・拡充など現行の特例措置の維持・拡充を要望する。

加えて、学校法人が日本私立学校振興・共済事業団を通じて借入れを行う際の契約書等に係る印紙税について非課税措置とすることを要望する。

消費税にかかわっては、税率の段階的な引き上げは私立学校全体に過重な負担増を強いることとなり、学校法人の経営に及ぼす影響は大きい。私立学校の教育研究の質を低下させないため、消費税に係る私立学校の負担を軽減するための特例措置の創設を要望する。

### 4. 熊本地震・東日本大震災により被災した学校法人の復興のための特例措置の拡充

#### ＜要望事項＞

- ① 被災した学校法人に対する寄附の特例措置の創設
- ② 被災した私立学校の入学者に対する教育費の税額控除制度の導入
- ③ 被災した学校法人の復興に係る費用の消費税減免措置の創設

平成30年度以降の復興財源確保の検討において、被災した学校法人の復興支援を目的とした寄附の一層の促進に資する措置の創設を要望する。

被災した私立学校の入学者に対する教育費の税額控除制度の導入、さらに被災した学校法人の教育研究用の施設の建設費や備品等の購入に係る消費税の減免措置を講じる税制上の優遇措置の創設を要望する。

